

養子縁組里親研修科目免除調査

現に里親登録されている場合や、児童福祉に関するお仕事の実験のある方などは、
研修が一部免除されます。

※「養育里親研修制度の運営について」「養子縁組里親研修制度の運営について」厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長H29.3.31

項目		該当項目に○	免除科目	添付書類等
ア	子どもを受託中		登録前研修の実習	児童名： 委託措置日：
イ	3年以上児童福祉に従事 ※(ア)～(エ)の資格等があり、3年以上、児童の福祉に関する事業に従事			
	(ア)	【福祉関係】 児童自立支援専門員・児童生活支援員・児童指導員・保育士・児童福祉司・社会福祉士・精神保健福祉士・児童心理士	登録前研修の実習	添付書類についてはお問い合わせ下さい
	(イ)	【保健・医療関係】 医師・保健師・助産師・看護師	登録前研修の実習	添付書類についてはお問い合わせ下さい
	(ウ)	【教育関係】 教員	登録前研修の実習	添付書類についてはお問い合わせ下さい
	(エ)	【司法・矯正関係】 家庭裁判所調査官	登録前研修の実習	添付書類についてはお問い合わせ下さい
ウ	現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者		登録前研修の実習	添付書類についてはお問い合わせ下さい
エ	養育里親研修を修了した者、専門里親研修を修了した者		登録前研修の実習	添付書類についてはお問い合わせ下さい
オ	都道府県知事がイ又はウと同等以上の能力を有すると認定した者		登録前研修の実習	添付書類についてはお問い合わせ下さい
カ	委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関して経験があるとして都道府県知事が認める者		更新研修の実習	
キ	養育里親更新研修を修了した者（養子縁組里親に固有の課題などに応じて必要な内容を中心に研修を行うこと）		養子縁組里親更新研修科目の一部	
ク	要保護児童の親族		養育里親研修の科目の一部	